

岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借 仕様書

1 趣旨

本仕様書は、岡崎市（以下「甲」という。）が発注する「岡崎中央総合公園大型蓄電池設備賃貸借」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定め、受注者（以下「乙」という。）の適切な履行の確保を図るためのものである。

2 目的

本業務では、岡崎中央総合公園へ大型蓄電池設備を導入し、別途導入する太陽光発電設備からの発電電力のうち余剰となるものを充電し、夜間に利用することによる再エネの利用効率上昇や同公園の防災拠点としての施設能力の向上を目的としている。また、今後整備予定のオフサイト電源の発電電力の需給バランスの向上を目的としたエネルギーマネジメントにおけるエネルギーリソースとしての活用も見込んでいる。

3 履行場所

岡崎中央総合公園（岡崎市高隆寺町峠1番ほか）

4 履行期間

契約締結日から賃貸借期間満了日まで

賃貸借期間は賃貸借開始から10年間（120か月）とする。

（賃貸借期間（予定）：令和8年1月1日～令和17年12月31日）

5 設備の仕様

仕様書別紙1の仕様を満たす設備とする。

6 業務内容

(1) 設備の設置

乙は、岡崎中央総合公園の設置候補場所へ設備等（大型蓄電池及びその付帯設備をいう。以下同じ。）の設置を行う。設備等の設置及び岡崎中央総合公園電気設備への接続に当たっては、別途導入を進めている太陽光発電設備からの発電電力を充電し、その充電した電力を岡崎中央総合公園で利用できるものとする。そのため、太陽光発電設備の導入事業者と協議し図面作成を含め設計段階から連携すること。また、導入する大型蓄電池を非常時に使用可能な構成・仕様とすること。

(2) 設備の維持管理

ア 設備等の維持管理は、乙の責任において実施すること。

イ 乙は、設備等に関し、電気事業法で定められた基準を満たしているかを毎年点検すること。また、製造者に瑕疵担保を求めるために必要な点検、補修を実施するこ

と。ただし、電気事業法において電気主任技術者が担うこととされている管理業務については除外する。なお、責任分界点、維持管理の範囲、連絡体制等、維持管理に必要な事項については、施設の電気主任技術者と協議を行い決定すること。なお、大型蓄電池に係る維持管理に関して発生する施設の電気主任技術者への費用負担については、乙の負担とする。

ウ 乙は、遠隔監視システム等により設備等の状態を常に監視するとともに、故障発生時は必要に応じて設備等を停止し、適切な復旧作業を実施すること。

エ 乙は、設備等の不具合について連絡を受けたときは、速やかに現地の状況を確認し、対応すること。その後、原因及び対応状況等を甲へ報告すること。

オ 乙は、契約締結後、速やかに管理運用計画書を作成し、甲に提出すること。管理運用計画書の策定にあたっては、施設の運用を妨げないよう調整すること。

カ 乙は、履行期間中、甲が各施設で改修等を行う場合は、配管配線の取外しと再取付け、仮設ケーブルの敷設など、工事等に対して協力すること。なお、工事等に協力するに当たっては、設備等が停止しないよう、配慮すること。

キ 施設において、不具合が発生した場合は、原因の究明に協力すること。

(3) 賃貸借業務

賃貸借業務に含まれる内容は以下とする。

ア 大型蓄電池及びその付帯設備一式（接続に必要な電線等含む）

イ アの設置工事費用（既存設備改修等が必要な場合はその費用も含む）

ウ 蓄電池の夜間放電等の運用業務

エ 維持管理費用（設備更新、部品交換、緊急対応等）

オ 賃貸借金利

カ 保険費用

キ その他クラウドやインターネット利用に伴う費用

7 事業実施について

事業実施に当たっては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別紙1に定める要件に適合するよう行うほか、次の各号に掲げる事項を満たすよう行うこと。

(1) 基本的条件

ア 乙が施設の土地等を使用するに当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づく公園施設の設置許可を受けなければならない。

公園施設の設置許可に係る使用料は、岡崎市都市公園条例（昭和32年条例第7号）第13条及び岡崎市都市公園管理規則（昭和37年規則第11号）第14条第1項第2号に定めるとおり、減免とする。

イ 施設の設置許可期間は、許可の始期から10年とする。事業期間終了よりも前に許可期間が満了する場合は、乙は、許可の更新を申請することができる。

ウ 施設の統合、廃止、用途・管理方法の変更等により、契約の一部を変更する場合

は、甲及び乙で協議を行うものとする。

エ 甲は、乙が、許可条件に定める事項を履行しないときは、当該施設の許可を取り消すことができる。この場合、甲と協議を行い、設備等は無償で甲へ引き渡すかもしくは当該許可を受けていた乙の責任と負担において設備等を速やかに撤去し原状回復すること。

オ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、別紙２のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。

(2) 事前調査・検討

乙は、別紙３設置候補場所について、「ア現地調査」、「イ設備容量検討」を行ったのち、甲と契約内容について詳細協議を実施し、最適な提案を行うこと。また、必要に応じて「ウ各種関係手続き」を行った上で、結果をまとめて甲に報告すること。

甲が結果を確認し、設備設置可能と判断した施設についてのみ、施設の建物・土地の利用を承認する。

ア 現地調査

設置候補場所の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等必要な調査をすること。

イ 設備容量検討

設備容量は別途導入する太陽光発電設備からの発電電力のうち余剰となるものを充電し、岡崎中央総合公園にて最大限自家消費が可能な容量とする。太陽光発電設備からの電力供給エリアは別紙３を参照すること。

ウ 各種関係手続き

事業にあたって、各種法令等の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、乙が必要な手続きを行うこと。また、各施設が本業務のために調査や確認を行なう場合や、届出等手続きを行う場合は協力すること。

(3) 設計・施工・維持管理等

ア 設計

乙は施設への設備等導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、単線結線図、設計図（PDF データ）、工程表及びチェックリスト（下記（ア）～（カ）の項目ごとに、条件に合致していることを示した書類）、また、取得した各種許認可書の写し等を甲に提出、承諾を受けること。

（ア）設計・工事にあたっては、原則として（一社）公共建築協会・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書に準拠すること。

ただし、特別な事情が生じた場合は、別途甲との協議により決定する。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）最新版

- (イ) 設備等に係る設計、材料、工事、運転・維持管理にあたっては、電気事業法、電気設備に関する技術基準、消防法、岡崎市火災予防条例等の関係法令を遵守するものとする。
- (ウ) 設備等の据付けは、風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。また、確認結果を甲に報告すること。
- (エ) 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。
- (オ) 既設設備の改修（空調機器及びアンテナの移設、TV配線の切り回し等）を伴わない計画とすること。なお、既存設備の改修が必要となる場合、改修に必要な費用は事業者の負担とする。
- (カ) 岡崎中央総合公園は無電柱化されているため、原則、地下埋設にて設計・施工すること。
- (キ) 導入する大型蓄電池を非常時に使用可能な構成・仕様とすること。

イ 施工

- (ア) 施工にあたり、甲が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。なお、事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、乙は議事録を作成し、相互に確認したものを甲に提出すること。
- (イ) 既設のコンクリート床、壁などの穴あけは、大気汚染防止法に基づいて施工するとともに、作業前に鉄筋の探査を行うなどして、既設の鉄筋を切断しないようにすること。
- (ウ) 設備等に係る配線ルートについては、施設の保安・管理上支障がないルートを選定のうえ、甲との協議によるものとする。また、設備等（配管・配線などを含む）には、施設の電気工作物と識別が出来るように要所に本業務のものである事がわかるような表示を行うこと。
- (エ) 設備等の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせビラ等）を作成し、甲と事前協議のうえ当該施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。
- (オ) 工事中の安全対策の実施、施設管理者及び近隣住民との調整等は、乙において十分に行うこと。
- (カ) 工事完成時には、現場で甲の確認を受けること。
- (キ) 工事完成時には、以下の資料を2部作成し、甲に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータ（jww形式）も提出すること。
 - ・完成図書書類（機器完成図、取扱説明書、完成図面、試験成績書、工事写真、打合せ記録及び各種関係手続書類の写し等）
- (ク) 岡崎中央総合公園では、令和8年に開催予定のアジア競技大会に向けた施設等の改修工事が行われている。その他の工事も含め、工事関係者と協議・調整の上、施工を行うこと。

ウ 運転・維持管理・その他

- (ア) 甲及び施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理を行うこと。
- (イ) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止、安全対策に万全を期すること。
- (ウ) 乙からの提案が達成できないことによる損失は、乙のみが負担することとする。
- (エ) 乙は本業務により、甲及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入し、具体的な対応方策を講ずること。甲及び第三者に損害を与えた場合は、乙が補償責任を負う。なお、乙が責任を負うべき事項で、甲が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- (オ) 本業務に関して生じた駐車場利用者による事故や近隣住民からの苦情への対応は、救急車の手配等緊急を要する場合を除き、乙が責任を持って行うこと。
- (カ) 事業の進行に合わせて、適宜協議打合せを行い、乙は議事録を作成し、相互に確認したものを甲に提出すること。
- (キ) 甲が保有する資料について、乙から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、甲の判断において貸与するものとする。貸与を受ける乙は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了時もしくは必要性が無くなった時点の何れか早い時期に全貸与資料を返納しなければならない。
- (ク) 運転・維持管理に関する報告書を甲に提出すること。
- (ケ) 乙は、業務上知り得た内容、情報等を、甲の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (コ) 本業務の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても実施するものとする。
- (サ) 甲の対応が必要な事態が発生した場合は、速やかに連絡すること。
- (シ) その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、甲及び乙で協議して決定するものとする。

8 補助金の活用

- (1) 本業務は甲が環境省から選定された「脱炭素先行地域づくり事業」として実施するものであり、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の活用を見込んでいるため、乙は甲に対して補助金交付申請を行うこと。
なお、提案後に提案額が大きく変更されることのないよう、補助対象経費及び補助対象外経費についてはあらかじめ甲と協議すること。
- (2) 乙は前号の補助金を最大限活用できるようにするとともに、本業務の賃貸借料は、必要経費（賃貸借金利を除く）から当該補助金を差し引いた額に賃貸借金利を反映した額（甲が負担すべき価格）とすること。

9 賃貸借期間満了後の設備の取扱い

賃貸借期間満了後、設置した設備等は、無償で甲へ引き渡すものとする。ただし、賃貸借期間満了時に設備の状態確認、容量確認等を行い、市と協議の上、決定するものとする。

10 報告書の提出

乙は、6(2)ア及びイに記載する業務の実施状況について、毎年3月末日までに書面及び電子データにより報告すること。

11 その他

- (1) 乙は、設備等の設置に係る設計を実施した後、機器仕様書、単線結線図、設計図(CADデータ及びPDF)を甲に提出し、確認・承諾を受けること。また、取得した各種許認可書の写し等を甲へ提出すること。
- (2) 乙は、災害時に設備等を使用するためのマニュアルを整備し、関係者へ説明を行うとともに、災害時には甲と協議の上で蓄電池の運用において必要な対応を行うこと。
- (3) 乙は、履行期間中に甲又は第三者に損害を与えないようにすること。
- (4) 乙の責めに帰すべき理由により事故が発生した場合、乙の責任において対応すること。
- (5) 乙は、毎年3月末日までに、岡崎中央総合公園の使用電力の削減実績、設備等の充放電量の実績を甲へ報告すること。ただし、甲より依頼があった場合は、当該報告事項について都度対応すること。
- (6) 履行期間中、岡崎中央総合公園の太陽光発電設備の発電計画の策定を行うため、蓄電池の充放電計画を策定し、甲及び当該太陽光発電設備の発電計画の策定を行う者に提供すること。提供内容及び提供頻度について、両者と協議を行うこと。
- (7) 履行期間中、甲又はその関係事業者から、設備等の稼働・運用方法(充放電のパターンなど)について、変更協議があった場合は協議に応じ、可能な範囲で対応すること。